

公益財団法人山形庶民佐久間基金 教育福祉事業助成応募要項

1.助成対象団体

原則として山形県内の学校教育施設及び山形県内の社会福祉事業施設であり、児童又は青少年の健全な育成と地域社会の健全な発展に寄与する事業を営んでいる団体。

2.助成金品の額

1 団体につき 30 万円を限度とします。
助成対象団体数は 3 団体を予定しています。

3.応募期間

令和 3 年 8 月 1 日から令和 3 年 9 月 30 日迄
※期限は厳守して下さい。

4.応募方法

応募者は別紙「助成事前審査申請書」に必要事項をご記入の上、可能な限り関係書類（見積書、パンフレット等）を添えて、応募期間までに当基金事務局にご送付ください。下記選考方法に基づき、該当助成団体には当基金事務局より連絡いたします。

なお、ご提出いただいた助成事前審査申請書および添付書類等は返却いたしませんので、予めご了承ください。

5.選考方法

当基金の助成金規程に基づき、理事会で助成先および助成金額を決定します。
選考結果については、後日当基金事務局より連絡致します。なお、選考結果についてのお問い合わせには応じかねますので、予めご了承ください。

6.助成金の停止または返還請求

助成対象団体が次に掲げる違反事項に該当すると認められた場合は、助成金の停止又は、支給された助成金を返還していただくことがあります。

- ①申請書および関連書類に虚偽の記載があった場合
- ②助成金が応募内容以外の目的に使用された場合

7.助成金実績の報告

助成金を受けた助成対象事業者は、事業終了おおむね1ヶ月以内に事業報告書及び収支報告書を提出していただきます。

8.助成金受給の明記

助成金を受給し事業を行う際には、購入した物品等または事業実施時には公衆の見える場所に本助成金を受給した旨を明記していただきます。

9.個人情報保護に関する事項

- (1) 当基金が助成に関して取得する個人情報は、選考作業や助成の可否の通知など、本申請に関する業務に必要な範囲に限定して取り扱います。
- (2) 当基金は本件助成が決定した場合、決定者に関する情報を一般公開いたしません。

10.書類提出先・連絡先

公益財団法人 山形庶民佐久間基金
事務局 菅原
〒990-2492 山形県山形市鉄砲町2-18-5
TEL 023-632-2161 FAX 023-632-2165